

議案第 73 号

議決第 号

始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件

始良市立学校設置条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）6月17日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市立学校設置条例の一部を改正する条例

始良市立学校設置条例（平成22年始良市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の部始良市立 新留小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。